

重要: 本学の大学院進学後に介護等体験をお考えの皆様へ

中学校の免許を取得するためには、介護等体験を行う必要があります。本学では、介護等体験を行う学生に事前に体験に必要な知識、心構え等を身につけたうえで体験に赴いてもらえるよう、介護等体験の条件科目として「特別ニーズ教育論(特別支援と福祉の教育)」の単位修得を義務付けています。

本学の大学院進学後に介護等体験を行う場合、在学生と同様に介護等体験の条件科目が適用されます。介護等体験を行う前年度末までに介護等体験の条件科目「特別ニーズ教育論(特別支援と福祉の教育)」(2単位)を履修し、単位を修得することが必要となります。

介護等体験の条件科目

「特別ニーズ教育論(特別支援と福祉の教育)」2単位

介護等体験を行うためには、体験を行う前年度末までに上記科目の単位を修得しなければなりません。

* 本学学部(または大学院)在学生で、大学院(または博士後期課程)進学後1年目に介護等体験を行うことを考えている場合は、学部(または大学院)在学中に上記条件科目の単位を修得しておく必要があります。単位を修得していない場合は、大学院1年目に介護等体験を行うことはできません。本学大学院入学後に介護等体験の条件科目の単位を修得したうえで、翌年度に介護等体験に行くこととなります。

* 本学に学籍がないために大学院入学時まで上記条件科目の単位が修得できない方については、大学院1年目に介護等体験を行うことはできません。本学大学院に入学後に介護等体験の条件科目の単位を修得し、単位を修得した翌年度に介護等体験に行くこととなります。

* 原則として、介護等体験の申込みは体験前年度の10月に行います。申込み済みであっても、上記条件科目の単位が未修得の場合、体験を行うことはできません。また、申込み費用は原則として返金できません。(申込み時点で本学に学籍のない方は、お申込みいただけません。)

2020年1月 同志社大学免許資格課程センター事務室